

＜ 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ ＞

令和6年度

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

を開催します！

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開始します。

### 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

◆ 講座開催日：

令和7年1月17日（金） 14:00～15:30（受付13:30～）

◆ 開催場所：川内公共職業安定所 会議室

◆ 内容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について

◆ メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。

◆ 受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講できます。

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です。

◆ 講師：川内公共職業安定所（ハローワーク）の精神・発達障害者雇用サポーター

◆ 事業所への【出前講座】もあります。ハローワークから講師が事業所に出向きます（要予約）



ご留意  
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。



厚生労働省・鹿児島労働局・ハローワーク

申込み・お問合せは、ハローワーク川内 精神・発達障害者雇用サポーター  
TEL0996-22-8609 ガイダンス②へ

■申込み・問合せ先

令和7年1月15日(火)までに、この参加申込書を窓口にご提出、  
又はFAX、郵送してください。(定員になり次第締め切ります)

\* 定員 30名

鹿児島労働局 川内公共職業安定所

〒895-0063 薩摩川内市若葉町4-24 川内地方合同庁舎内

電話：0996-22-8609 FAX：0996-23-4862

「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」参加申込書

(川内公共職業安定所 1/17開催)

企業名	
	※企業以外から参加する場合は、法人名や団体名等を記載してください。
業種	
所在地	〒
電話番号 FAX番号	
参加者氏名	

企業における障害者の職場実習のご協力のお願について

障害者の職場実習の場を求めています。

ご協力いただける企業がございましたら、下記に 「 O 」 を記入ください。

職場実習を受け入れてもよい ( )

※ご協力いただける企業様へは後日改めてご連絡を差し上げます。

※ご記入いただいた内容については、障害者雇用支援業務以外には使用いたしません。

※養成講座以外の来所者も多数見込まれるため、参加にあたりましては、公共交通機関、又は、近隣の民間駐車場をご利用いただきますよう、ご協力お願いいたします。

※この用紙を、FAX又は郵送してください。

※送信票等は不要です。

宛先 鹿児島労働局 川内公共職業安定所

FAX：0996-23-4862